



山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年2月12日

山形県後期高齢者医療広域連合長

石川昭男

山形県後期高齢者医療広域連合条例第2号

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年形広連条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「又は附則第24条」を「、附則第24条又は附則第27条」に改め、同条第6号中「又は附則第25条」を「、附則第25条又は附則第28条」に改める。

附則第3項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は公布の日から施行する。